

## 手数料徴収体制について

### 1. 手数料徴収体制への移行について

- 本モデル事業では、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から2年間程度を目安として、実証申請者から手数料を徴収する体制へ移行することとしている（国負担体制から手数料徴収体制へ）。
- 手数料徴収体制では、実証試験にかかる経費のうち、「測定・分析等」「試験に伴う消耗品」「出張旅費（実証機関）」の3項目に関する経費を手数料として環境技術開発者が負担することになる。

図1 事業工程ごとの各作業の分担（費用負担）

事業工程	詳細項目	現在の負担者	手数料体制における負担者
対象技術分野の選定	ニーズ等基礎調査	国	国
	検討会等運営	国	国
実証試験要領の策定	実証試験技術開発	国	国
	検討会等運営	国	国
実証機関公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	WG 運営	国	国
	申請書等作成	実証機関	実証機関
対象技術公募・選定	公募・選定の作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
	申請書等作成	申請者	申請者
実証試験計画の策定	計画案作成作業	国	国
	実証委員会運営	国	国
試験実施	装置搬入・設置	申請者	申請者
	装置運転・維持管理	申請者	申請者
	測定・分析等	国	申請者
	試験に伴う消耗品	国	申請者
	出張旅費（実証機関）	国	申請者
	出張旅費（申請者）	申請者	申請者
報告書作成	装置撤去・搬出	申請者	申請者
	執筆・編集作業	国	国
ウェブ登録・公表	実証委員会運営	国	国
	（全て）	国	国

（資料）第3回環境技術実証モデル事業検討会（平成17年1月21日）資料3を元に作成

<参考：平成19年度環境技術実証モデル事業実施要領からの抜粋>

#### 第13章 費用分担

1. 本モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転及び試験終了後に対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費）は手数料として申請者が負担し、その他の費用（モデル事業検討会、分野別WG及び実証委員会の運営費用等）は環境省の負担とする。詳細については、実証運営機関が実証試験要領で定める。
2. 上記「実証試験実施に係る実費」には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。